

第31回郡山市子ども・子育て会議 会議録

【日時】

令和元年11月21日（木）午後2時00分～午後3時30分

【場所】

郡山市役所西庁舎5階 5-1-1会議室

【次第】

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
 - (1)第二期郡山市ニコニコ子ども・子育てプランについて
 - (2)郡山市ひとり親世帯等意向調査結果の結果について
 - (3)その他
- 4 その他
- 5 閉会

【出席委員】

12名（敬称略）

滝田 良子、平栗 裕治、吾妻 利雄、大川原 順一、佐藤 広美、佐藤 真澄、三瓶 令子、遠野 馨、蛭田 さゆり、安田 洋子、箭内 孝仁、吉川 和夫

【欠席委員】

7名（敬称略）

佐藤 一夫、隅越 誠、野内 和典、濱津 真紀子、福内 浩明、山田 祐陽、吉田 みね

【事務局職員】

16名

こども部：国分 義之（部長）、橋本 仁信（次長兼こども未来課長）

こども未来課：宍戸 正浩（課長補佐）、石田 佐和子（こども企画係長）、渡部 政史（青少年・放課後児童育成係長）、今井 辰哉（こども企画係主任）、木村 祥一（こども企画係主査）

こども支援課：伊藤 克也（課長）、佐藤 嘉洋（課長補佐）、岩崎 浩史（子育て支援係長）、柳沼 洋史（主任主査兼こども家庭相談センター所長）、氏家 敦子（主任技査兼母子保健係長）

こども育成課：松田 信三（課長）、伊東 洋祐（課長補佐）、橋本 徹（主任主査兼保育所管理係長）、結城 弘勝（主任主査兼保育事業支援係長）、中野 賢一（保育認定係長）

【その他】

1名

渡邊 陽介（株式会社名豊）

【配布資料】

- 資料1-1 子ども・子育て支援法に基づき数値目標を設定する事業等
- 資料1-2 本市における教育・保育提供区域
- 資料1-3 現行プランの実績と第2期プランの量の見込み及び確保方策
- 資料2-1 郡山市ひとり親世帯等意向調査結果正誤表
- 資料2-2 郡山市ひとり親世帯等意向調査設問一覧（平成28年度国調査との比較）
- 資料2-3 郡山市ひとり親世帯等意向調査にかかる分析
- 資料2-4 郡山市ひとり親世帯等意向調査結果に基づく母子生活支援に関する現状と課題

1 開会

（石田係長）

定刻となったので、ただいまより「第31回郡山市子ども・子育て会議」を開催する。

2 会長あいさつ

【滝田良子会長から以下のとおり挨拶がある。】

- ・先日の台風19号は郡山市に甚大な被害をもたらし、市民、特に子どもたちが心の痛手を負っている。
- ・行政においても日夜対応していただいているが、一日でも早く市民の生活が戻るようお願いしたい。
- ・2000年11月に「児童虐待防止法」が制定されたことから、毎年11月は「児童虐待防止月間」となっている。
- ・児童虐待の通報に係る全国共通ダイヤル「189」への通話料が、来年度から無料となることから、我々委員から周知をしていきたいと考えている。

3 議事

【議事の前に、事務局：石田係長から本日使用する資料の確認がある】

【傍聴希望者が6名おり、郡山市附属機関等の会議の公開に関する要領の規定により会長が許可することとなっていることから、滝田会長にお諮りし許可を得る】

<傍聴者が入室する。>

（石田係長）

それでは「議事」に移るが、以降の会議の進行については、滝田会長に議長をお願いする。

（滝田議長）

それでは、議長を務めさせていただく。

早速だが、「(1)第二期郡山市ニコニコ子ども・子育てプランについて」事務局から説明願う。

【事務局：橋本未来課長から、資料1-1～1-3に沿って説明がある。】

(滝田議長)

事務局からの説明について、質問や意見はあるか？

(遠野委員)

資料1-3の4ページ「(5)放課後児童健全育成事業」について、他の事業だと区域ごとの数値が出ているが、この事業だけ学年ごとの数値表記となっている。

この事業の区域ごとの数値は分からないのか？

(事務局：橋本未来課長)

放課後児童健全育成事業、いわゆる児童クラブは、学区単位での整備となっている。

保育所や幼稚園については、利用したい施設を自由に選択できるが、児童クラブは通っている学校に縛られてしまうことから、あえて区域という概念を盛り込んでいない。

(三瓶委員)

放課後児童健全育成事業には、どのような資格の人が関わるのか？

(事務局：橋本未来課長)

児童クラブで子どもに関わる方を「支援員」と呼んでおり、資格を必要としている。

保育士などの資格を持っている方については必要な研修を受けたうえで支援員になるが、そのような資格を持っていない方でも、2年以上の実務経験があれば「補助員」として児童クラブに関わることができるとともに、「支援員」になるための必要な研修を受けることができるようになっている。

(箭内委員)

資料1-1に教育・保育の認定区分があるが、認定するにあたっての「保育の必要性の有無」はどのような定義で判断されるのか？

(事務局：松田育成課長)

保育の必要性については、両親が共働きであることや介護が必要な方が家族にいることなどにより「家庭での保育が難しい」というところが判断基準となる。

(箭内委員)

保育の必要性の判断は誰が判断するのか？

(事務局：松田育成課長)

それぞれの家庭の状況を確認し、市が判断する。

(安田委員)

令和2年度は若干待機児童が出るようだが、具体的にはどのくらい出るのか？

(事務局：松田育成課長)

資料1-3の1ページ「2号認定(保育利用)」を例にとれば、令和2年度の「中心部+南東部」を見ると1,535人の量の見込みに対して確保方策が1,593人となっており、1,535人のニーズに対して1,593人分利用定員を確保した、58名分定員に余裕があるということになり、北部を見ると931人の量の見込みに対して確保方策が724人となっており、207人分定員が不足するということである。

市内全域で見ると、令和2年度の2号認定保育利用で107人分、3号認定の1,2歳で77人分の不足が出るということになる。

御存知のとおり本年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしたが、現時点でその影響が4月入所にどのように出るのかわからない状況である。

(安田委員)

この資料を見ても明らかに107名の不足が見込まれるということである。

本年4月段階で国基準の待機児童が20人いたとのことだが、傾向として特に2号認定はかなり希望が集中する可能性というのは予測される。

(事務局：松田育成課長)

これまでの流れからすると、3~5歳児については幼稚園も認可保育所もあり、ほとんどの子どもが何らかの教育・保育施設を利用している。

我々が一番懸念していることは、0,1,2歳児の部分、いわゆる育児休業明けの方々からのニーズにどのように対応していくかということである。

(安田委員)

その点も令和3年度にはほぼ解消できるだろうと見込みを立てているということか？

(事務局：松田育成課長)

おっしゃるとおりである。

令和2年度中に357人分の定員を確保するという計画を立てている。

国では令和2年度末に待機児童0を目指しており、本市においても同様に目指すものである。

(事務局：国分部長)

本市としては、参入業者の意向もあるが令和2年度中に施設整備を進める考えである。併せて考えなければならないのが子どもの数の減少である。

子どもを預け入れる年齢が下がってきているが、我々としては令和3年度が最多入所になると捉え、令和3年4月1日に待機児童が0になれば、それ以降は確保方策としては整うのではないかと考えている。

(大川原委員)

資料1-1裏面「13子育て短期支援事業」について、「本市においては実施見込みなし」となっているがその理由は何か？

また、「9一時預かり事業」と「13子育て短期支援事業」は関連性がない事業なのか？
「9一時預かり事業」の「一時」とはどれくらいの期間を指しているのか？

(事務局：伊藤支援課長)

子育て短期支援事業は、保護者が出産や病気により家庭で養育できない場合、宿泊を伴うケースや夜間遅くまで預かるケースを想定した事業である。

主たる預け先は児童養護施設となっているが、本市内にはその施設がないため実施に至っていない。

(大川原委員)

将来的にも実施しないのか？

(事務局：伊藤支援課長)

児童養護施設の整備が今後どのように推移していくかを見極めながらになるが、現状では実施の見込みがない。

(事務局：松田育成課長)

一時預かり事業は、普段は家庭で面倒を見ている保護者が急に病気になり病院に行かなければならなくなり、子どもの面倒を見られない状態になってしまった際に子どもを預かる事業である。

事由によって一月の利用日数が決まっている。

(安田委員)

子育て短期支援事業について、他市町村にある児童養護施設を利用するなどの例はあったのか？

(事務局：伊藤支援課長)

実態として、児童養護施設がない市町村では広域的な利用を行っているという例は聞いている。

本市から直近の児童養護施設となると玉川村であり、施設の空き状況にもよることから、現状として利用した例はない。

(事務局：国分部長)

児童養護施設については支援課長が説明したとおりだが、それに代わるような施設で子どもを預かってもらえる施設がないかどうかについては現在打診中であり、明確に回答をもらっていないことから、このような説明をさせていただいた。

(滝田議長)

子育て短期支援事業については、必ずしも宿泊を伴わなくてもよい例もある。

出産時期に入っていて日中は動けないので子どもを預けたい、送り迎えはできるが緊急性があるという場合には一時預かり事業を活用できるということも可能か？

(事務局：松田育成課長)

日中であれば、それも可能である。

(安田委員)

私が耳にした例では、里親に預けたというケースもあるようである。

この例に該当する子どもがないわけではないと思う。

「施設がないからできない」ではなく、不自由な思いをしている子どもたちのための何かしらのフォローがあってもよいのではないか。

(遠野委員)

子育て短期支援事業は、確かに児童養護施設で養育保護を行うということになっているが、類似した事業でトワイライトステイという事業もあり、郡山市でも20年前は実施していた。

そちらは介護資格を持つ方や事前研修を受けた方が預かり手になるが、予算がなくなり事業がなくなってしまったので、ぜひ復活させてほしい。

(吉川委員)

資料1-3の6ページ「病児保育事業」についてだが、現行プランと第2期プランにかなりの差があり、確保方策の考え方に「民間活力の活用などにより」との記載がある。

確保方策の具体的な内容について教えていただきたい。

(事務局：松田育成課長)

病児保育事業については、病院に併設された子どもを預かる施設が市内4か所あり、全体で18人の定員で運営していただいている。

この内の1施設において改築を進めており、現在6人の定員が令和2年度から12人に増える予定である。

定員が増えればそれだけ利用者も増えることを見越して算出した内容である。

(安田委員)

資料1-3の3ページ「利用者支援事業」についてだが、「母子保健型」が4か所あるようだが、これはどこなのか？

(事務局：伊藤支援課長)

いわゆるネウボラ※のことであるが、ニコニコこども館、安積行政センター、片平行政センター、富久山行政センターの4か所であり、助産師を配置し、母子手帳の交付から継続して支援を行う体制をとっている。

※ネウボラ…妊娠期から出産、子育て期まで、切れ目なく支援をするフィンランド発祥の制度

(滝田議長)

続いて「(2)郡山市ひとり親世帯等意向調査の結果について」事務局から説明願う。

【事務局：伊藤支援課長から、資料2-1～2-4に沿って説明がある。】

(滝田議長)

事務局からの説明について、質問や意見はあるか？

(遠野委員)

資料2-4の課題に「情報提供機能の充実」とあるが、具体的にはどのようなことをお考えなのか？

(事務局：伊藤支援課長)

現在行っている情報提供のツールとしては市の広報とウェブサイトが最も多い。

ひとり親世帯の保護者がどういったツールから情報を得ているのかというとSNSや子育てアプリを活用している方もおり、非常に幅が広がっている。

本市でもアプリや情報提供メールを実施しているが、あまり活用していただけていない現状があることから、既存のツールの有効活用や、新たな情報提供手法について今後検討していく。

(遠野委員)

市のウェブサイト上の母子・父子福祉センターのページに情報が掲載されていると思うが、かなり見づらい。

最近だとエクセルの中級講座などを開催しているようだが、ウェブを見て申し込む人は少ないと感じる。

さらに掲載情報に誤りもある。

情報を提供する際には十分注意していただき、「この資格を得るとこのような職業への就職につながる」といったように、分かりやすく掲載してほしい。

(事務局：伊藤支援課長)

講座の開催情報については、ウェブのほか市の広報においても周知している。

エクセルの中級講座については、定員に近いところまで申し込みがあったと記憶している。

委員からアドバイスをいただいたとおり、資格取得がどのように就職につながるのかなどの情報の掲載について、ぜひとも取り入れていきたい。

(事務局：国分部長)

資料2-4の左2列目には、比較的多い回答を挙げさせていただいている。

左3列目にあるとおり、我々がそれらに対してこのような事業を行い、カバーしているつもりであったが、まだまだ不足しているという声があることから、右1列目の課題があるだろうという現時点の分析である。

皆様の幅広い識見から「このようなやり方はどうか」といった御意見を頂戴したい。

(遠野委員)

県の会議においても同様の話が挙げられたが、情報提供機能の充実を優先課題と捉えており、支援を冊子にして窓口を設置している。

市においても支援を取りまとめ、冊子として窓口を設置してほしい。

(事務局：伊藤支援課長)

ひとり親家庭向けの支援策については、すでに冊子を作成しており、ニコニコこども館等で自由に取れる形で設置している。

(安田委員)

アンケートの中で、住まいに関する課題として多く挙げられていたのが「民間賃貸住宅への家賃補助」であるが、資料では課題として取り上げられていない。

また、回答者数としては少ないかもしれないが「母子生活支援施設を利用する」と回答した人が93人いた。

そもそもアンケート実施のきっかけになったのがこの問題である。

まったくニーズがないというわけではないので、そこをどのように課題として挙げて検討していくのかが重要である。

緊急避難を要する母子世帯の一時保護として短期間の宿泊費を補助するだけで済む問題なのかも含めてもう少し検討する必要があるので、ぜひとも課題として挙げていただきたい。

(事務局：伊藤支援課長)

資料2-4においては、問45から見える部分として「子育て・生活支援」に「住宅確保や住宅費の軽減」を挙げており、それに対して現状として「市営住宅の母子世帯優先抽選枠の確保」を今年度から拡大したとともに「一時宿泊」を新たにスタートさせた。

今後どのようにしていくのかについては、アンケート結果にもあるが、母子生活支援施設よりも民間住宅を選択している方が大勢を占めていることから、そちらへの支援の検討を優先させていただき、更にその他の施策を検討するようになって考えている。

(安田委員)

アンケートの回答者には30~40代が多く、子どもの区分としては就学前児童や小学生が多い。

これからまだまだ子育てをしていかななくてはいけない世代である。

働いている方も多く、総収入の内訳では「自分の給料」と「児童扶養手当」、「児童手当」が主となっており、これらの手当が貴重な財源になっていることが見てとれる。

また、国調査による平均収入と比較すると、郡山市は全国平均よりも低い。

ギリギリで頑張っている中もう少しサポートする体制が必要だと思うので、市としてこのアンケート結果を基に、前向きな施策を検討していただきたい。

(事務局：国分部長)

アンケート結果を見て感じることは「経済的支援を非常に望まれている」ことである。しかし、経済的支援については財政面での限界というものもある。

そのためには何ができるのかというところで、表裏一体となるが「就労支援」に力を入れていくことも考えていかなければならない。

一人ひとりに寄り添った形での就労支援体制の構築することによってひとり親世帯の世帯収入を上げ、就学や住まいへの不安を取り除く、そういった面での施策の選択をしていく必要もあると考えている。

(遠野委員)

就労支援についてだが、母子家庭の母親には仕事を掛け持ちしている方が非常に多い。低賃金で働いているので、それでも収入が上がらずギリギリの生活をしている。

就労支援に力を入れスキルアップを図っても、支援を受ける側が時間的・金銭的余裕がないためスキルアップができず正社員になれない。

就労支援には限界があることから、そこに当てはまらない母親たちへの支援はどのように考えているのか？

(事務局：国分部長)

あらゆる施策をすべて実施するということは財政的な面からも無理がある。

まだ職についていない方については職を斡旋する、パート・アルバイトで働いている方には正社員になれるよう斡旋するといったように、一人でも多くの方に支援が行き渡るような体制を整えていきたい。

(大川原委員)

やはりハローワークとの連携は大切だが、雇用する側の協力も必要である。

どの企業でも安い労働力で生産性を上げたいと考えることは普通である。

そうではなく、郡山市が目指すところを企業側に理解してもらうことに真剣に取り組まないと正社員雇用まで行きつけないと思う。

(事務局：国分部長)

毎年、経営者団体に対し、市長から様々な面についての要望活動を行っている。

今年度は「子どもを持つ従業員のフレックスタイム容認」という内容であった。

ただ今の御意見についても、次回の要請活動に盛り込めるよう検討していきたい。

(箭内委員)

見つかった課題に対して市としてこのように対応していきたいという解決策を提示してもらわないと議論の意味がない。

次の会議までに具体的な対応策は出せるのか？

(事務局：国分部長)

課題の中にも短期的に対応できる課題、中・長期的な課題の整理をする必要はある。

これらを整理し、今後の機会に提示させていただきたい。

(箭内委員)

中・長期的というのであれば、課題にもそれを明記すべきである。

ぜひとも次の会議では、それらの色分けをしたものとそれらへの対応策を提示していただきたい。

正社員化には、行政が一体となって何らかの対策を打たないと改善できない。

現状としてパート・アルバイトが従業員の6割を占めているので、正社員になることはかなり厳しいと思う。

市としても国、県に働きかけながら正社員化を図らないと難しい。

(吾妻委員)

保育所運営者という立場で話をすると、保育所の中でもひとり親家庭の方もいるが、その方々すべてが大変な思いをして保育所に通わせているかというところではないということも御理解いただきたい。

ひとり親家庭の中にも様々なケースがあることを踏まえながら議論しないと、偏った方向に話がまとまってしまう可能性があると思われる。

(滝田議長)

続いて「(3)その他」について委員の皆様からは何かあるか？

【特になし】

(滝田議長)

事務局からは何かあるか？

(事務局：国分部長)

委員の皆様には次回の会議開催についてお諮りしたい。

今般の台風災害対応により、保育所や児童クラブなど、当局所管の施設においても被害が発生した。

また、当局は、地域防災計画により避難所運営の役割を担っており、3か所を24時間体制で担当している。

このような状況から、この会議で御審議いただく内容について予定に若干遅れが生じている。

次期計画策定については、本日いただいた御意見について内容を精査する必要もあることから、予定にはなかったが12月19日に会議を開催させていただき、そこで御意見を頂戴し、12月下旬にパブリックコメントを開始するようスケジュールを変更させていただきたいと考えている。

については12月19日の会議開催について御提案させていただきたい。

(滝田議長)

ただ今の事務局からの提案について、委員の皆様はいかがか？

【異議なし】

(滝田議長)

異議なしということで、提案のあったとおり会議を開催する。

それでは、全ての議事が終了したので、議長の職を解かせていただく。

4 その他

(石田係長)

本日予定していた内容は以上だが、委員の皆様から何かあるか？

【特になし】

5 閉会

(石田係長)

次回の会議は、12月19日（木）午後2時から開催する。

以上をもって、会議を終了する。

以 上